

納期限内のお支払いをお願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。納入通知書に記載してある金融機関並びにコンビニエンスストアでお支払いいただけます。

水道料金の期限内納入がない場合は、督促状、さらに納入いただけない場合は催告書を送付し、利用者の皆さんに納付をお願いしているところですが、それでも納入いただけない場合には給水を停止する場合があります。

水道料金の口座振替のご利用のお願い

水道料金のお支払いは、簡単で便利な口座振替のご利用をおすすめしています。手続きは、水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑をお持ちになり、各指定金融機関にてお願いします。(申込み用紙は、各指定金融機関にあります。)

口座振替のできる指定金融機関は次のとおりです。

- ① 次の金融機関の本・支店
埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・足利銀行・東和銀行・群馬銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・熊谷商工信用組合
- ② ゆうちょ銀行・郵便局のうち、東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局(納付は納入期限内に限ります。)
- ③ 行田市内のほくさい農業協同組合各支店

夜間納付窓口のご利用を

金融機関・コンビニでの納付以外でも下記のとおり水道料金お支払いのための夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

	開設日(火曜日)	
2月	6日	20日
3月	6日	20日
4月	10日	24日
5月	8日	22日
6月	12日	26日
7月	10日	24日
場 所：行田市大字前谷1番地1 水道庁舎 (西部配水場内)		
時 間：午後7時まで		

行田市水道事業ビジョン(案)に対する 市民意見募集(パブリックコメント)を 実施しています

現在、水道課では、平成30年度から10カ年を計画期間とする、水道事業のマスタープランとなる「行田市水道事業ビジョン」の策定を進めています。水道をとりまく環境の変化や、さまざまな課題を解決するための方向を示し、今後の行田市水道事業の将来像を描くことを目的とし、平成29年度中の完成を目指しています。

このたび、計画案がまとまりましたので市民の皆さんからの意見公募(パブリックコメント)を実施しています。詳しい内容は市ホームページ等をご覧ください。

- 意見募集・閲覧期間 2月28日(水)(土・日曜日、祝日を除く)まで
- 閲覧場所 水道課、市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ
- 提出の方法 各閲覧所で配布している意見書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。(電話や口頭での受け付けは行いません)
【持参・郵送】〒361-0038 行田市大字前谷1番地1 行田市水道課
【FAX】553-0137
【Eメール】suido@city.gyoda.lg.jp

水道の使用開始・中止等に関する届出について

水道の開始にあたっては、家ごと(マンションやアパートの部屋も1つの家として取り扱います)に水道課へ届出をしてから使用することになります。

水道の使用を開始・中止等をする際は電話等で同課にご連絡ください(平日、午前8時30分～午後5時15分まで)。

行田市水道課 048-553-0131(代)

なお、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと、原則24時間365日いつでも手続きが可能です。

ご利用の際の詳細については下記の市ホームページをご覧ください。



<http://www.city.gyoda.lg.jp/11/05/11/densisinsei.html>